

島田市パートタイム会計年度任用職員採用試験 職種別詳細

職種区分		職種または業務内容		採用予定人数	応募資格
J	相談員 支援員 専門員	126	消費生活相談業務	3人程度	消費生活相談員、消費生活専門相談員、消費生活アドバイザー、消費生活コンサルタントのいずれかの資格を有する者
勤務条件・職務内容等					
任用期間		令和6年4月1日から令和7年3月31日 ※任用後、1月間は条件付採用			
職務内容		消費生活相談業務。(相談の聴き取り、助言、あっせん、相談票の作成、出前講座講師等)			
勤務日及び勤務時間		1週間の勤務日 月曜日から金曜日のうち2、3または5日間 1日の勤務時間 午前9時00分から午後4時00分まで(うち6時間00分) 1週間の勤務時間 計15時間または30時間以内 休憩時間 1時間 ※勤務日及び勤務時間は相談の上、変更となることがある			
勤務場所		生活安心課市民相談係(島田市中心1番の1 島田市役所1階)			
休日等		週休日(土曜、日曜、一週間の勤務日が4日以下の場合は、週の中で指定する日) 国民の祝日に関する法律に規定する休日 令和6年12月29日から令和7年1月3日まで			
報酬等		1 報酬月額 70,374円(週15時間勤務の場合) 140,748円(週30時間勤務の場合) ※経験年数に応じて加算されることがある ※上記報酬額は、人事院勧告等の影響により任用までの間に改定されることがある ※特殊勤務、時間外勤務、休日勤務、夜間勤務に係る報酬を関係例規に基づき支給 2 費用弁償 通勤及び旅費に係る費用を関係例規に基づき支給 3 期末・勤勉手当 期末・勤勉手当を関係例規に基づき支給 ※勤勉手当は令和6年度から支給開始となる見込み。 ※期末手当支給月数は、島田市職員の給与に関する条例が改正された場合、年度途中で変動されることがある。			
所管課等 (問い合わせ先)		生活安心課市民相談係 (0547-36-7153)			

※今後の予算状況等により、採用予定人数が変更される場合があります。